

# 学校法人の現状について



文部科学省高等教育局私学部参事官付



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

○改正私立学校法の施行

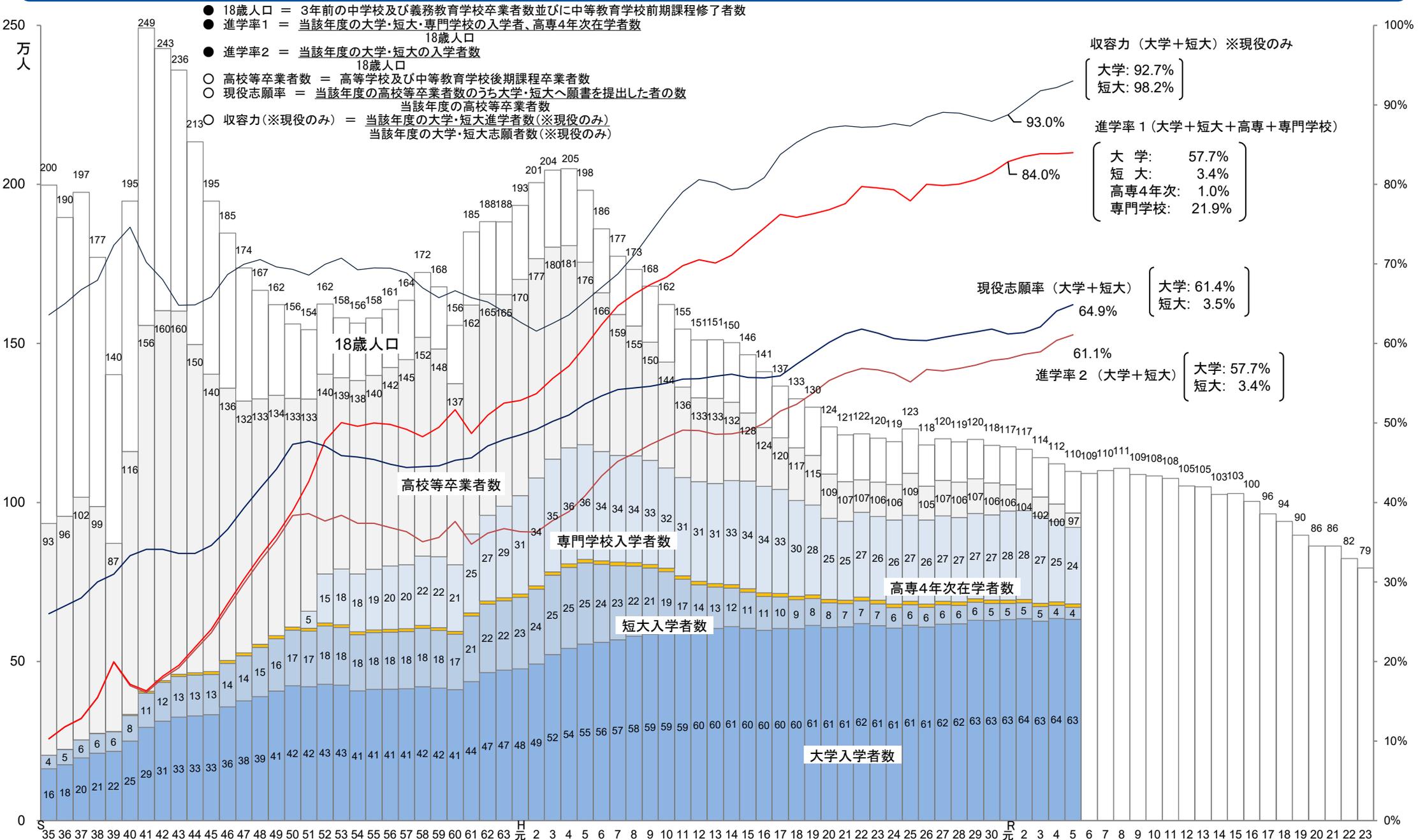
令和7年4月1日施行

○改正学校法人会計基準の施行

令和7年4月1日施行

# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、ピークであった昭和41年には、約249万人であったが、令和5年には110万人にまで減少。令和23年には80万人を切ることが予測されている。高等教育機関への進学率は概ね上昇を続け、令和5年には大学のみで57.7%、全体で84.0%となっている。



出典: 文部科学省「学校基本統計」。令和6~23年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成。

※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# 私立大学・短期大学の定員充足状況

## 大学・短期大学計（870校）

令和6年度は前年度と比較すると、大学・短大全体で入学定員及び入学者、入学定員充足率が減少

入学定員 約54万8,500人（前年度比2.9千人減）

入学者数 約52万6,000人（前年度比9.7千人減）

入学定員充足率 95.9%（前年度約97.2%）

# 私立大学の定員充足状況

## 大学（598校）

1. 入学定員未充足の大学の割合は、前年度の53.3%から59.2%に増加  
入学定員の80%以上を充足している大学の割合は前年度の74.2%から69.6%に減少  
地域別充足率は、三大都市圏※では99.9%、その他の地域では92.5%

入学定員 約50万3,900人（前年度比約1.2千人増）

入学者数 約49万4,800人（前年度比約5.9千人減）

入学定員充足率 98.2%（前年度99.6%）

※ 三大都市圏…埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫

2. 私立大学全体では基本金組入前当年度収支差額はプラスであるものの、平成18年度以降、事業活動収支差額比率※は10%を割込  
基本金組入前当年度収支差額がマイナスの大学は全体の44.8%（対前年度6.3ポイント増）

※ 事業活動収支差額比率

学校法人の負債とならない収入である事業活動収入から事業活動支出を差し引いた差額（基本金組入前当年度収支差額）が収入全体の割合を示す指標（平成26年度以前は帰属収支差額比率）

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ（1. は令和6年度、2. は令和5年度決算のデータ）

# 私立短期大学の定員充足状況

## 短期大学（272校）

1. 入学定員未充足の学校の割合は、前年度の92.0%から91.5%に減少

入学定員の80%以上を充足している短期大学の割合は前年度の35.1%から29.8%に減少

入学定員 約4万4,700人（前年度比約4.2千人減）

入学者数 約3万1,300人（前年度比約3.8千人減）

入学定員充足率 70.1%（前年度72.0%）

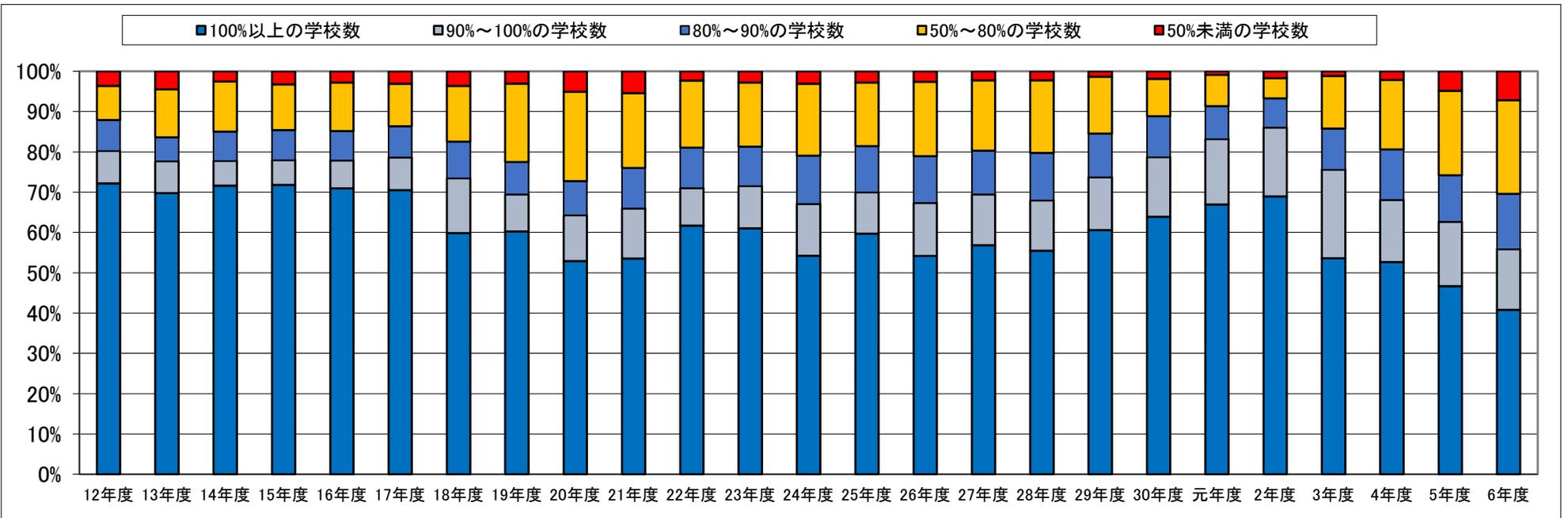
2. 基本金組入前当年度収支差額がマイナスの短期大学は全体の62.4%（対前年度比3.5ポイント増）

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ（1. は令和6年度、2. は令和5年度決算のデータ）

# 私立大学における入学定員充足状況

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
大学数	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577	581	582	587	593	597	598	600	598
<b>100%以上の学校数</b>	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320	352	372	393	409	320	315	280	244
割合	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%	60.6%	63.9%	67.0%	69.0%	53.6%	52.7%	<b>46.7%</b>	<b>40.8%</b>
<b>90%~100%の学校数</b>	38	39	31	32	37	44	75	51	64	71	53	60	74	59	76	73	72	76	86	95	101	131	92	96	90
割合	8.1%	7.9%	6.1%	6.1%	6.9%	8.1%	13.6%	9.1%	11.3%	12.5%	9.3%	10.5%	12.8%	10.2%	13.1%	12.6%	12.5%	13.1%	14.8%	16.2%	17.0%	21.9%	15.4%	<b>16.0%</b>	<b>15.1%</b>
<b>80%~90%の学校数</b>	36	29	37	39	39	42	50	45	48	57	57	56	69	66	67	63	68	63	59	48	43	61	75	69	82
割合	7.6%	5.9%	7.3%	7.5%	7.3%	7.7%	9.1%	8.1%	8.5%	10.0%	10.0%	9.8%	12.0%	11.5%	11.6%	10.9%	11.8%	10.8%	10.1%	8.2%	7.3%	10.2%	12.5%	<b>11.5%</b>	<b>13.7%</b>
<b>50%~80%の学校数</b>	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104	82	54	46	30	78	103	126	139
割合	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%	14.1%	9.3%	7.8%	5.1%	13.1%	17.2%	<b>21.0%</b>	<b>23.2%</b>
<b>50%未満の学校数</b>	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13	8	11	5	10	7	13	29	43
割合	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%	1.4%	1.9%	0.9%	1.7%	1.2%	2.2%	<b>4.8%</b>	<b>7.2%</b>
<b>入学定員未充足校</b>	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229	210	194	184	277	283	320	354
割合	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%	36.1%	33.0%	31.0%	46.4%	47.3%	<b>53.3%</b>	<b>59.2%</b>
<b>充足率80%以上校</b>	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460	491	517	536	553	512	482	445	416
割合	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%	84.5%	88.8%	91.3%	93.3%	85.8%	80.6%	<b>74.2%</b>	<b>69.6%</b>

(注) 大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



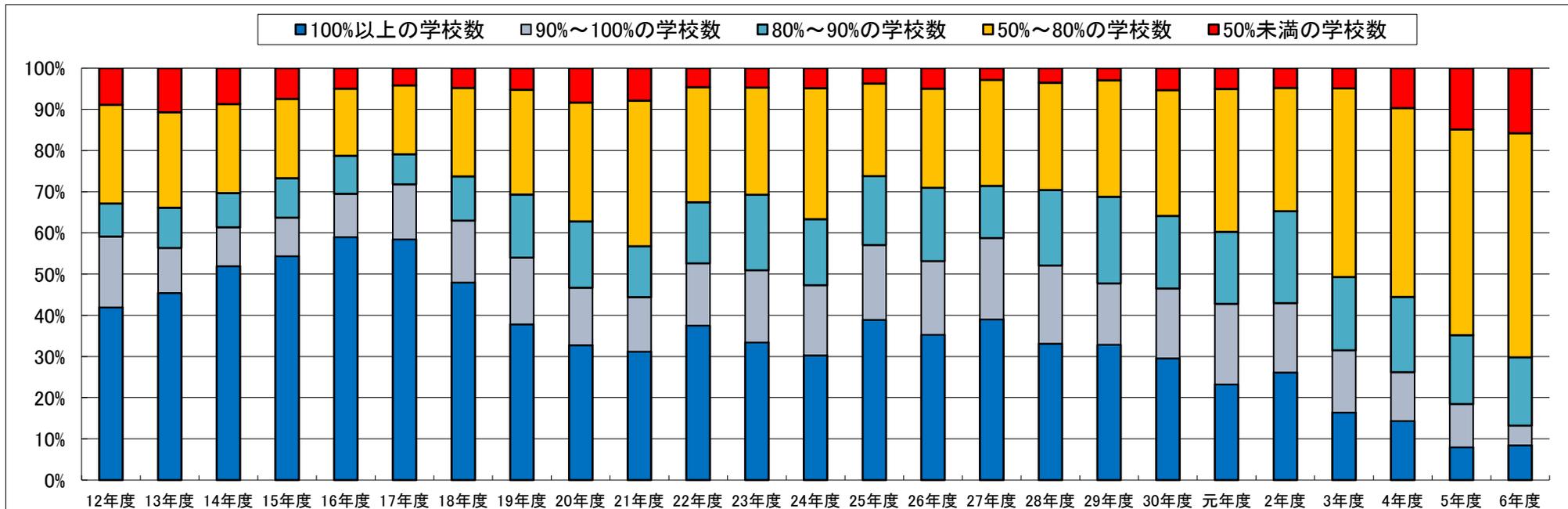
# 私立短期大学における入学定員充足状況

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
<b>短期大学数</b>	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344	338	330	324	320	315	311	304	301	297	291	286	279	276	272
<b>100%以上の学校数</b>	193	204	226	226	236	224	179	138	118	111	129	113	100	126	113	123	103	100	89	69	76	47	40	22	23
割合	42.0%	45.4%	52.0%	54.3%	59.0%	58.5%	48.0%	37.8%	32.8%	31.2%	37.5%	33.4%	30.3%	38.9%	35.3%	39.0%	33.1%	32.9%	29.6%	23.2%	26.1%	16.4%	14.3%	8.0%	8.5%
<b>90%~100%の学校数</b>	79	49	41	39	42	51	56	59	50	47	52	59	56	59	57	62	59	45	51	58	49	43	33	29	13
割合	17.2%	10.9%	9.4%	9.4%	10.5%	13.3%	15.0%	16.2%	13.9%	13.2%	15.1%	17.5%	17.0%	18.2%	17.8%	19.7%	19.0%	14.8%	16.9%	19.5%	16.8%	15.0%	11.8%	10.5%	4.8%
<b>80%~90%の学校数</b>	37	44	36	40	37	28	40	56	58	44	51	62	53	54	57	40	57	64	53	52	65	51	51	46	45
割合	8.0%	9.8%	8.3%	9.6%	9.3%	7.3%	10.7%	15.3%	16.1%	12.4%	14.8%	18.3%	16.1%	16.7%	17.8%	12.7%	18.3%	21.1%	17.6%	17.5%	22.3%	17.8%	18.3%	16.7%	16.5%
<b>50%~80%の学校数</b>	110	104	94	80	65	64	80	93	104	126	96	88	105	73	77	81	81	86	92	103	87	131	128	138	148
割合	23.9%	23.2%	21.6%	19.2%	16.3%	16.7%	21.4%	25.5%	28.9%	35.4%	27.9%	26.0%	31.8%	22.5%	24.1%	25.7%	26.0%	28.3%	30.6%	34.7%	29.9%	45.8%	45.9%	50.0%	54.4%
<b>50%未満の学校数</b>	41	48	38	31	20	16	18	19	30	28	16	16	16	12	16	9	11	9	16	15	14	14	27	41	43
割合	8.9%	10.7%	8.7%	7.5%	5.0%	4.2%	4.8%	5.2%	8.3%	7.9%	4.7%	4.7%	4.8%	3.7%	5.0%	2.9%	3.5%	3.0%	5.3%	5.1%	4.8%	4.9%	9.7%	14.9%	15.8%

<b>入学定員未充足校</b>	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208	204	212	228	215	239	239	254	249
割合	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%	67.1%	70.4%	76.8%	73.9%	83.6%	85.7%	92.0%	91.5%

<b>充足率80%以上校</b>	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219	209	193	179	190	141	124	97	81
割合	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	69.2%	63.3%	73.8%	70.9%	71.4%	70.4%	68.8%	64.1%	60.3%	65.3%	49.3%	44.4%	35.1%	29.8%

(注) 短期大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



# 私立大学の収支状況

(単位：億円)

年 度	30	R1	R2	R3	R4
集計学校数	校 592	校 599	校 608	校 611	校 612
事業活動収入	34,674	34,986	36,002	36,272	36,921
事業活動支出	33,448	33,795	34,583	34,800	35,858
基本金組入前 当年度収支差額	1,226	1,190	1,418	1,473	1,063
事業活動収支差額比率	3.5%	3.4%	3.9%	4.1%	2.9%
基本金組入前当年度収支差額 がマイナスの学校数	校 215	校 222	校 191	校 200	校 221
割合	36.3%	37.1%	31.4%	32.7%	36.1%

# 私立短期大学の収支状況

(単位：億円)

年 度	30	R1	R2	R3	R4
集計学校数	校 310	校 299	校 298	校 292	校 286
事業活動収入	1,671	1,497	1,552	1,481	1,359
事業活動支出	1,753	1,634	1,670	1,610	1,555
基本金組入前 当年度収支差額	▲ 82	▲ 138	▲ 119	▲ 129	▲ 196
事業活動収支差額比率	▲4.9%	▲9.2%	▲7.7%	▲8.7%	▲14.4%
基本金組入前当年度収支差額 がマイナスの学校数	校 196	校 205	校 206	校 211	校 226
割合	63.2%	68.6%	69.1%	72.3%	79.0%

# 経営に課題を抱える学校法人に対する取り組み

**学校法人の義務**  
(私学法25条)  
設置校の教育研究に必要な財産の保有

**経営指導の充実の必要性**  
18歳人口減少  
グローバル化  
産業構造等変化

「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15)」  
「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15)」  
「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(H30(2018).11.26)」  
・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避  
・経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要

**学校法人の責務の明示**  
(私学法24条)(R2(2020).4.1施行)  
・自主的な運営基盤の強化  
・設置校の教育の質の向上  
・運営の透明性の確保

文部科学省

## 学校法人運営調査委員制度(S59年度～)

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護士、公認会計士、マスコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な指導・助言を実施

学校法人



## 学校法人に対する一体的な経営支援・指導

### 経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項について長期的ビジョンを踏まえた計画策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制度改善
- 合併等を検討する学校法人のマッチング(私学事業団による経営相談の一環)
- 地域連携プラットフォーム構築
- 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

## 経営相談・自己分析の促進

- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒアリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも作成・提供
- 「経営改善のためのハンドブック」作成・提供
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる「経営判断指標」を作成・提供。学校法人の本業である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

## 経営指導の充実・強化(R元年度～)

- 新たに「経営指導強化指標※」を設定し、経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握  
※ 「運用資産－外部負債」がマイナスかつ「経常収支差額」が3か年マイナス
- 学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、集中的な経営指導を実施する学校法人を決定
- 私学事業団の経営相談を必須として経営改善計画を策定させ、3～5年を目安に経営改善実績を上げるよう、学校法人運営調査や進捗報告等を毎年行いながら、集中的な指導・助言を実施
- 経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人に対しては、対応方策を示した上での経営上の判断(募集停止や組織廃止等を含む)、及び、その方策の方向性の財務書類等への明記を求める指導通知を发出
- 学校法人が財務書類等へ記した対応方針を、文部科学省がまとめて公表する予定

**学生・保護者等から信頼を得るためにも経営力を一層強化し、継続的・安定的に質の高い高等教育を提供**

# 「学校法人の経営改善等のためのハンドブック（第1次改訂版）」

## （日本私立学校振興・共済事業団）

日本私立学校振興・共済事業団では、経営困難に陥る学校法人が増加する予想のもと、経営改善を進める必要のある学校法人が、取り組みを進めるための参考とできるよう、今後取り組むべき道筋や具体的な手法などをまとめた「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」を作成、公表。（令和3年1月・作成、公表、令和4年10月・第1次改訂版作成）

### 学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》の内容

#### I 経営悪化の認識

- 1 経営悪化とその兆候の認識
- 2 経営悪化を具体的にチェック
- 3 関係者が経営悪化に気づくタイミング

#### II 相談

- 1 私学事業団
- 2 外部相談先の例
- 3 相談内容
- 4 相談前の準備
- 5 相談後の取り組み

#### III 経営状態の分析

- 1 定量的な問題点の洗い出し(定量的な環境分析)
- 2 定性的な問題点の洗い出し(定性的な環境分析)
- 3 SWOT分析
- 4 分析が困難になった場合

#### IV 経営状態の情報共有

- 1 情報共有の前の心構え
- 2 問題意識共有による効果
- 3 情報共有の具体的方法
- 4 情報共有のための責任者

#### V 経営改善計画の策定

- 1 実施体制
- 2 改善戦略
- 3 財務シミュレーション作成
- 4 計画策定上の注意点

#### VI 経営改善計画の実行

- 1 実施体制
- 2 各改善策のPDCA
- 3 目標達成が困難な状況での判断

#### VII 合併等

- 1 学校法人や私立学校における合併等の類型例
- 2 合併等までの流れと留意点

#### VIII 再生(再建)

- 1 私的整理(再建型)
- 2 民事再生

#### IX 撤退

- 1 撤退までの流れと留意点
- 2 破産手続き



掲載URL : [https://www.shigaku.go.jp/files/s\\_keieikaizenhandbook\\_kaitei1.pdf](https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook_kaitei1.pdf)

# 近年の学校法人運営調査における 主な指導・助言事項等①

## 【管理運営】

### ○監事

- ・監事による教学面を含めた業務監査の充実

監事の業務である「学校法人の業務」及び「理事の業務執行」の監査は、財務面に限定されるものではなく、学校法人の業務の中心である教学面から捉えた学校運営に対する監査も含まれる。（個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではないが、例えば、学部・学科の改組や学生・生徒の募集計画、自己点検評価サイクルの稼働状況等、法人経営の重要な要素となる教学面の事項は含まれる。）【参考】令和元年私立学校法改正Q&A Q6-1

- ・監事の監査を支援するための事務体制の整備

監事に対する情報の提供等の支援体制は十分に整えられている必要がある。【参考】学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準第13(7)

### ○役員報酬

- ・役員報酬規程・役員退職金支給規程の整備及び公表

令和元年の私立学校法の改正により、役員に対する報酬等の支給の基準の作成及び事務所への備え置き並びに請求があった場合には閲覧に供することが規定されている。また、大臣所轄法人においては報酬等の支給の基準を公表することも規定されている。【参考】私立学校法第47条第2項、第48条、第63条の2第4号

- ・役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること

役員に対する報酬等の支給の基準は、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めることとされている。【参考】私立学校法施行規則第4条の5

# 近年の学校法人運営調査における 主な指導・助言事項等②

## 【管理運営】の続き

### ○理事会/評議員会

- ・理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること  
書面による意思表示は具体的な議案ごとに賛否を示して行うことが望ましい。また、そのために資料は事前に送付しておくことが望ましい。
- ・理事会・評議員会は集会の形式（オンラインを含む）により行うこと  
理事会・評議員会は、持ち回り決議によらず、実際に開催する形式（オンラインを含む。）で実施することが必要である。【参考】新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱いについて（事務連絡）
- ・決算に関する理事会、評議員会の運営を適切に行うこと  
決算及び事業の実績については、理事会での議決を経た上で評議員会に報告し意見を求めることとされている。【参考】私立学校法第46条

### ○理事/評議員

- ・理事・評議員の欠員補充  
【参考】私学法第30条第1項第5号、第35条第1項、第40条、第41条第2項

### ○備え付け/届出

- ・会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け  
財産目録等の作成及び備え付けは会計年度終了後2か月以内に行うこととされている。【参考】私立学校法第47条第1項、第2項
- ・理事長（代表権を有する者）や設置校の名称の変更に関する登記を所定の期間に行うこと  
登記は変更から2週間以内に行うこととされている。【参考】組合等登記令第3条第1項
- ・文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと  
大臣所轄法人は役員の変更について遅滞なく届け出ることとされている。【参考】私立学校法施行規則第13条第3項

# 近年の学校法人運営調査における 主な指導・助言事項等③

## 【管理運営】の続き

### ○規程

- ・ 諸規程の整備（情報公開に関する規程、稟議に関する規程）

学校法人の管理運営上必要な諸規程が整備されている必要がある。【参考】学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準 第1 3 (12)

### ○中期的な計画

- ・ 中期的な計画の作成及び着実な実施

令和元年の私立学校法の改正により、大臣所轄法人においては事業に関する中期的な計画を作成することが規定された。この中期的な計画については、教学、人事、施設、財務等に関する事項について中長期的視点で、学校法人としての経営の計画を立てる必要がある。また、抽象的な目標にとどまらず、データやエビデンスに基づく計画であることが望ましい。【参考】私立学校法第45条の2第2項学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和元年7月12日 元文科高第518号）"

## 【財務】

### ○資産運用

- ・ 資産運用に関する規程の整備や見直しを含め、適切な改善を図ること。

学校法人の資産運用にあたっては必要な規程の整備等に努めることや、責任ある意思決定と執行管理が行われる体制を確立するため、不断の点検を行うことが望ましい。【参考】学校法人における資産運用について（通知）（平成21年1月6日高私参第7号）"

### ○経常経費依存率

- ・ 教育研究条件の充実向上（経常経費依存率の向上）

経常経費依存率（事業活動支出/学生生徒等納付金）を向上させることにより、授業料等の学生生徒等納付金を教育研究条件の充実という形で還元することが望まれる。

# 近年の学校法人運営調査における 主な指導・助言事項等④

## 【財務】

### ○経営改善計画

- ・経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保

学校法人は、設置する私立学校に必要な施設及び設備や経営に必要な財産を有している必要がある。経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画の作成・計画に基づく経営改善状況の報告を求めている。【参考】私立学校法第25条第1項、学校法人運営調査における経営指導の充実について（通知）（平成30年7月30日 30文科高第318号）別紙1・2"

## 【教学】

### ○学生確保/定員管理

- ・設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施/定員の見直しの検討/定員管理の適正化、定員超過の改善

大学、短期大学は在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとされている。【参考】大学設置基準第18条第3項、短期大学設置基準第4条第4項

### ○教員補充

- ・専任教員（基幹教員）の補充

専任教員（基幹教員）の欠員は速やかに解消する必要がある。【参考】大学設置基準第7条 等

### ○FD

- ・大学全体としてファカルティ・ディベロップメント（FD）活動・スタッフ・ディベロップメント（SD）活動の実質化

大学・短期大学は授業の内容及び方法の改善や教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、FD・SDを実施するものとされている。【参考】大学設置基準第11条、短期大学設置基準第22条の2"

### ○留学生管理

- ・留学生管理を適切に行うこと

外国人留学生の適切な受入れ、在籍管理の徹底等がなされるよう求められている。【参考】外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）令和5年4月4日 5高参国第6号）

# 学校法人の届出・証明等の概要①

## 1 届出を要するもの

- ・学校法人の運営において、役員をはじめ様々な変更等が生じます。そのうち、法令により所轄庁に届け出ることとされるものがあります。
- ・文部科学大臣が所轄庁の学校法人については、次の事項が該当しますので、遺漏のないよう手続きを行ってください。Eメールにて提出してください。

事 項	根 拠 法 令
1 役員等の変更 (理事・理事長・代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人)	私立学校法施行規則第61条
2 資産総額の変更	〃
3 理事長・代表業務執行理事の住所・氏名の変更	〃
4 仮処分による理事長・代表業務執行理事の職務執行停止、その変更、取消	〃
5 校地・校舎等の変更	学校教育法施行規則第2条及び第6条

★**私立学校法改正（令和5年改正）により、役員等の変更に係る届出（役員等変更届）の様式等を大幅に変更しています。「学校法人の届出・申請の手引」をよく確認の上、作成してください。**

## 2 申請により証明書を交付するもの

- ・学校法人に対しては、次のような税について非課税措置が講じられています。当該措置を受けるには、所轄庁が交付する証明書が必要となります。

事 項	根 拠 法 令
6 校地・校舎等の使用(取得)証明	登録免許税法第4条第2項
7 特定公益増進法人の証明	所得税法施行規則第47条の2 及び法人税法施行規則第24条
8 相続税非課税対象法人の証明	租税特別措置法施行規則第23条の3

# 学校法人の届出・証明等の概要②

## 3 学校法人の届出・申請の手引き

- ◆届出・申請等の実務の参考として、特に留意すべき事項等をまとめた「**学校法人の届出・申請の手引**」を作成しています。
- ◆実際の届出・申請に当たっては、本手引を確認し、関係法令や通知等を十分理解の上、手続をしてください。
- ◆本手引及び届出・申請様式は文部科学省ホームページに掲載しています。  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/008/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/008/001.htm))
- ◆文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・短大・専門教育に関すること > 私立学校の振興 > 学校法人の各種申請 > 学校法人の届出・申請の手引

＜提出先＞ 高等教育局私学部参事官付総括係  
E-mail : [s-shinsei@mext.go.jp](mailto:s-shinsei@mext.go.jp)

### 【注意】

- ◆私立学校法改正（令和5年改正）により、役員等の変更に係る届出（役員等変更届）の様式等が大幅に変更しています。「学校法人の届出・申請の手引」をよく確認の上、作成してください。
- ◆届出・申請において、表記の誤りが大変多くなっています。特に、証明書の交付申請において誤りがあると、修正に時間を要するため、希望する日までに証明書を発行できない場合があります。提出前に内容に誤りがないか、よく確認するようにして下さい。
- ◆各様式例はあくまで「例」です。届出・申請する内容に沿うように、適宜文言を追加、削除して下さい。